

平成 28 年熊本地震に伴う「災害派遣等従事車両証明書」の発行について

平成 28 年熊本地震に伴う災害に際し、熊本県内の被災地支援等を目的とする車両（対象車両は下記参照）に対して「災害派遣等従事車両証明書」を交付します。

高速道路等有料道路の料金所を出る際に、本証明書を料金所に御提出いただくことによって、有料道路の通行料金について無料措置が講じられます。詳細は下記のとおりです。

1 期間

平成 28 年 4 月 17 日から平成 30 年 12 月 31 日（月）まで

2 対象車両

- (1) 災害廃棄物処理のため使用する車両
- (2) 災害救助を行うボランティア活動であって、被災した自治体等が要請又は、受入承諾したものに使用する車両

3 有料道路料金の無料措置が講じられる路線（対象道路）

以下の道路管理会社が管理する道路

- ・西日本高速道路株式会社
- ・阪神高速道路株式会社
- ・本州四国連絡高速道路株式会社
- ・中日本高速道路株式会社
- ・東日本高速道路株式会社
- ・首都高速道路株式会社
- ・福岡北九州高速道路
- ・福岡県道路公社
- ・各地方道路公社（名古屋高速道路公社、広島高速道路公社、北九州市道路公社、神戸市道路公社、青森県道路公社、宮城県道路公社、山形県道路公社、福島県道路公社、茨城県道路公社、栃木県道路公社、埼玉県道路公社、千葉県道路公社、神奈川県道路公社、長野県道路公社、山梨県道路公社、静岡県道路公社、愛知県道路公社、三重県道路公社、富山県道路公社、福井県道路公社、滋賀県道路公社、京都府道路公社、大阪府道路公社、兵庫県道路公社、奈良県道路公社、広島県道路公社、佐賀県道路公社、長崎県道路公社、熊本県道路公社、宮崎県道路公社、鹿児島県道路公社）

4 証明書発行手続き

【ボランティアの場合】

- (1) 熊本県内の被災地域において、社会福祉協議会等のボランティア受け入れを行っている団体へ、「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」を直接持参又は、ファックスで提出ください。

ボランティアの受付については以下をご参照ください。

熊本県社会福祉ホームページ（ホームページ上部の「緊急情報」をクリック）

<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

- (2) 受理結果が記された「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」を添付して、「災害派遣等従事車両証明の申請書」を山梨県防災危機管理課又は、最寄りの各市町村へ提出し、「災害派遣等従事車両証明書」を必要枚数受け取ってください。

【ボランティア以外の場合】

- (1) 自治体等から要請を受けた内容が分かるものを添付し「災害派遣等従事車両証明の申請書」を山梨県防災危機管理課又は、最寄りの各市町村へ提出し、「災害派遣等従事車両証明書」を必要枚数受け取ってください。

5 使用方法

- ・「災害派遣等従事車両証明書」は、精算する料金所ごとに、車両1台ごとに1枚必要となります。
- ・出入口とも一般の料金所を利用し、入口では通行券を受け取り、出口では料金所で「災害派遣等従事車両証明書」と通行券を提出してください（ETCレーン及びスマートICの利用はできません）。